

靖国神社参拝等に関する一考察

田 村 讓

はじめに

1. 政教分離の原則
2. 靖国神社公式参拝に関する政府見解の経緯
3. 政教分離に関する判決
4. 愛媛玉ぐし料訴訟

おわりに

はじめに

「首相に就任したら（終戦記念日の）8月15日にいかなる批判があろうとも必ず参拝する」（01年4月18日の自民党総裁選公開討論会）と明言していた小泉首相は、（参拝日を前倒しして）8月13日夕に、中国、韓国両国の強い反発と国内での違憲との批判に抗する形で靖国神社を参拝した。上空には報道各社の十数機のヘリコプターが飛び交い、境内では、1,000人を超える見学者（参拝客）と警察官や機動隊員が“ひしめき”あい、配られた日の丸が打ち振られ、「万歳」の歓声の中、例によって「純ちゃん」と叫ぶ女性の黄色い声が飛び交った¹⁾

他方、「（外圧に）負けたのかッ。あさって（15日）に来い！」という、“前倒し参拝”を批判する声や、境内入り口付近で8月11日から座り込みとハンストを続けていた韓国戦没者の遺族や支援する日本の市民グループの韓国語での「参拝反対。韓国人の合祀反対」の怒号もあがった。

8月15日は、日本においては終戦記念日であるが、中国にとっては「抗日戦争に勝利した日」、韓国は「光復節＝カンボッチョル」—「解放記念日」（日本の

支配から解放された日)・「独立記念日」(日本から独立した日)とされている祝日である。

前倒ししたとはいえ、現職首相の靖国参拝は、橋本龍太郎首相が中国の抗議で予定していた秋の参拝を中止し、自己の誕生日の7月27日に11年ぶりに公私の別を明らかにせず挙行した96年以来、実に5年振りのことであった。

当日参拝直前の午後4時15分から会見した福田官房長官は、「(必ず15日に参拝するとの)首相の発言を撤回することは、慙愧^{ざんき}の念に堪えないが、現在の私は、幅広い国益を踏まえ、首相としての職責を果たさなければならない」「私の参拝が国内外の人々に対し、戦争を排し平和を重んずるというわが国の基本的な考え方に疑念を抱かせかねないならば、それは私の望むところではありません」と、終戦記念日の回避を強調する、(中国や韓国等の近隣諸国が首相参拝に反発する大きな理由であるA級戦犯の合祀問題には全く触れないままで)「アジア近隣諸国に対しては、過去の一時期、誤った国策にもとづく植民地支配と侵略を行い、計り知れぬ惨害と苦痛を強いた」との、95年8月の村山富市首相談話を踏まえた歴史認識を表明した上で、「(参拝理由について)戦争犠牲者すべてに深い反省と哀悼の意をささげたい」との首相談話²⁾(政府は同日午後、首相参拝に先立ち、中国の武大偉駐日大使、韓国の柳光錫駐日公使に、首相談話を伝えた)を発表した。

その最中に、小泉首相は、公用車を使い、靖国神社正面を左折、本殿に近い靖国神社境内北側の参集所(団体参拝所)に到着、警護の警察官(SP)に囲まれながら黒のモーニング姿で午後4時30分過ぎ降りたのである。いつものパフォーマンスが全く影をひそめた小泉首相は、緊張した面持ちで見学者(参拝者)に軽く手をあげただけで顔を向けることなく、自己の行動を確認するように軽くうなずきながら本殿へと向かい、まず記帳場で「内閣総理大臣 小泉純一郎」と記帳した後、手を清め、神社側の案内で本殿に上がり、(〈政府論理の〉憲法の「政教分離原則」に抵触しないよう)二礼二拍手一礼、玉ぐし奉呈などの神道形式はとらず、しかも「かしわ手」を打たず、玉ぐし料でなく、供花(献

花)料を支出するなどの85年中曾根康弘首相の公式参拝の方式(供花料は中曾根首相が公費であったのに対して小泉首相は、8月11日に私費でこれを行った)を踏襲、一礼して(一礼方式で)参拝するところとなる(小泉首相は、公的・私的の別は明らかにしなかったが、限りなく公式参拝に近い形態となった)。

参拝後、小泉首相は、同神社内で記者団に対し、「かねがね今日の日本の平和と繁栄は、先の大戦で心ならずも命を失わざるを得なかった戦没者の犠牲の上になりたっている。家族と離れ、愛する人たちへの思いを断ち切りながら祖国のために散っていった。無念だったと思います。そういう方の犠牲のうえに今日があるということを忘れてはならない。そういう方々に対し、心からなる敬意と感謝の誠をささげたいと思って、今日は参拝致しました。同時に、これからも、あのような戦争を二度と起こしてはならない。日本は平和国家として、これからも世界のためにも、日本国民のために発展していかねばならない。不戦の誓いを新たにいたしまして、今日は参拝した」と参拝理由を説明した³⁾

さらに「玉ぐし料ではなくて献花ですね、ポケットマネーでお払いしました。前からよくききますね。みなさん。公式かどうか。私はこだわりません。総理大臣である小泉純一郎が心をこめて参拝した」「数多くの戦没者に哀悼の誠をささげようと思っていた。特別にA級戦犯とか特定の個人にお参りしたわけではございません」と語る。

また「中国や韓国や近隣諸国との友好関係を図っていききたいと心から思っているが、8月15日に参拝することによって逆の取り方をされることが鮮明になってきた。逆にとられるのは好ましくない」「これから状況が許せば中韓両国の首脳の方々と両国の方と話し合いの機会を持ちたい。両国がこれからも友好親善の実をあげていくような方法はないか。意見交換をして、お互い、もし誤解があるなら誤解をときたい。そう思っている」と、早期に中韓両国との関係改善を目指す意向を表明した。

小泉首相が靖国神社参拝を前倒ししたことに對して、当然のことながら8月13日、「(中国や韓国を念頭においた)外交的配慮」から前倒し論を展開した自

民党執行部から、「15日に行うと明言したことや、国民世論が分かれたことなどを含め、苦渋の決断をせざるをえなかったが、立派な判断だった」（山崎拓幹事長）と評価する声が出た（同幹事長は記者団からの「外圧に屈したのか」との質問には、「日本の自主性のもとに、近隣諸国との平和と友好の関係を重視する線で判断した」とかわした）。また、首相に前倒しを促した自民党加藤紘一元幹事長は、「立派な決断。日にちをずらすなら、日本人の気持ちとして事前だったのはごく自然」とのコメントを発表、さらに中国の招きで訪中、小泉首相の靖国参拝に批判的であった自民党野中広務元幹事長は、「首相が熟慮に熟慮を重ねた結果だ」と、一定の理解を示し、森派幹部は、「15日に参拝しようとしまいと首相が傷つくのは避けられなかった。それを最小限でとどめることができた」と評価した。

一方、「小泉総理の靖国神社参拝を実現させる超党派国会議員有志の会」等の推進派からは「15日でないなら、いつ参拝しても同じ」「有言実行の小泉首相がなぜ13日になったのか非常に失望した」（中川昭一同会幹事長）とか、「（15日以外なら）やめた方がよい。改革に影響が出ないことはありえない」（自民党平沢勝栄衆議院議員）、「公約通り15日に参拝しないことで、小泉さんの改革全体が『信用できない』ということになってしまう」（森派若手議員）と、前言を翻した首相への批判が噴出した（01年8月14日付『毎日新聞』）。

他方、連立与党の公明党は神崎武法代表名で「参拝は残念だ。終戦の日を避けたことで一定の配慮は見られるものの、周辺諸国の反発を招くことは避けられない。政府はあらゆる外交的努力をはらうべきだ」との談話を発表する（これに対しては、これは党の総意ではない「首相の参拝自体が問題」「首相は談話の中で、A級戦犯に言及していない」との若手中堅の議員の批判が起きた）。だが、「冬柴鉄三幹事長は『15日は避けてくれ』と言い、それを受け入れてくれた。党としては、ありがとうと言うしかない」（坂口力厚生労働相）「15日の公式参拝で連立政権が壊れる事態にならなくてよかった」「公明党への配慮もあった」（同党幹部）との評価も出る。これらは、同党内の与党の一員としての立場（至

上命題である「連立維持」と、「参拝に反対していた支持母体である創価学会（創価学会は「靖国神社の歴史を顧みるならば、アジア諸国に十分な配慮をしたとは思えない」との談話を発表した）との狭間（板挟み）で揺れ動く複雑な事情（「建前と本音」の関係）を露にする出来事を意味した。そのためか神崎代表ら幹部は同日、一切の会見を拒み、記者団の追及を避けたのである（01年8月13日付『毎日新聞』。なお、保守党は野田毅幹事長名で「判断を尊重するが、今後、近隣諸国との関係改善にいつそう努めたい」との談話を出した）。

これに対し、党内にも一部ではあるが首相参拝に理解を示す議員がいる民主党は、「本質的な解決になっていない」「日にちを前倒しするなど、極めてあいまいで姑息な手段だ。強い憤りを隠せない。A級戦犯の合祀や政教分離に抵触するという問題にも、談話では一切答えていない。アジアの信頼を失った。首相は被害者の立場で物事を考えるのが極めて苦手に見える」「常に歴史に半身に構え、真正面から論じようとしなさい。説明責任を果たさない態度は大変遺憾だ」（鳩山由紀夫代表）との表明を行う。

小泉首相と対決色を鮮明にしている共産党は、「首相は侵略戦争を肯定する立場であることを行動をもって示した。憲法を蹂躪する暴挙だ。アジアと日本の友好に計り知れない打撃を与えた」「侵略戦争を肯定、美化する姑息なごまかし以外のなにものでもない」（志位和夫委員長）と、さらに社民党は、「なぜ靖国神社に何が何でも参拝しなければいけないのか。中止してしかるべきだった。憲法違反だ。アジアにどんな姿勢で臨むのか、首相として軽く考えている」「首相はアジア外交に思いを深く持っていない」（土井たか子党首）等、激しい批判を展開する。

だが、自由党は「首相はどんな批判があろうと15日に参拝すると明言してきた。賛否は別として、首相の発言がこんなに軽くて良いわけがない。参拝の日や形式を変えることによって世の批判をかわそうとするような姑息なやり方はおかしい」「愛国心・家族愛は国や他人が押し付けるものではない」（党声明）と指摘するにとどまり、ここでも参拝の是非に関する野党4党の認識の違いが

浮き彫りになるのであった。

また、中国の武大偉駐日大使は、8月13日夜、外務省を訪ね、新任の野上義二事務次官に「8月15日という敏感な日を避け、参拝計画を放棄し、歴史認識に関する談話の中で侵略を認め、反省を表明したことについて留意している」と述べる等、一定の外交上の配慮をしながらも、(具体的な対抗措置には触れなかったが)「中国、韓国や日本国内各界の反対にもかかわらず、A級戦犯がまつられている靖国神社を参拝したことに対し、中国人民は強い憤慨を表明する」「首相が自分の意を押し通して参拝したことは、日本政府が中国を含むアジア、世界の信頼を失うことを意味する」と「強い憤慨」を表明するところとなる(これに対して、野上次官は「首相の考えは談話に尽きている。決して軍国主義の礼賛や、右傾化ということではない。15日を避けたことについて、理解していただきたい」と語った)。

1. 政教分離の原則

いうまでもなく首相の靖国神社参拝は、政教分離の原則に抵触する。そもそも政教分離の原則は、近代憲法が打ち立てた重要な原則の一つであるが、特に日本においては、国家神道が国民に強制され、戦争と色濃く結びついた時代への反省が込められている。すなわち政教分離の原則は、かつて国家神道が、軍国主義や超国家主義の精神的支柱として、国を破局に導く一因をなした歴史への深い反省に基づいているといわねばならない。つまりそれは、侵略戦争への士気を高めるために靖国神社を利用した戦前の歴史に対する反省から生まれたものであるといっても決して過言ではないのである(もとより、政教分離の原則に厳しいアメリカ憲法の影響も受けたことは周知のとおりである)。それゆえ、政教分離の原則を解釈する場合、特に憲法の制定過程や靖国神社の歴史などを考察する必要があるが、それとは別に、アジア近隣諸国民の心情に及ぼす影響も忘れてはならない。

換言すれば、国家と特定の宗教が結びつくということは、とりもなおさず、

他の宗教に対する差別につながり、国民の信教の自由を侵害することとなる。それ故日本国憲法は、信教の自由を国民の基本的人権の一つとして認めるとともに、これを現実のものとするために、政治（国家）と宗教の厳格な分離（政教分離の原則）を宣言したのである。

結論的にいえば、国や地方公共団体（自治体）は、いかなる宗教的活動もしてはならないし、公金（公用車を使い、SP や多数の警視庁の警備担当者を付けることは、とりもなおさず公金の支出となる。そしてそれは、玉ぐし料や献花料をはるかに超える額である）を宗教団体の利益や維持のために支出することを憲法は禁じている。また個人の内面の問題である宗教に、国や地方公共団体がみだりに介入してはならないとの考え方を内包しているといわねばならない。

他方、国や宗教と国民との関係は、それぞれの歴史的風土や社会的条件で、地方や個人により異なることがあるのも事実である。例えば「初詣」や「四国八十八箇所巡り」にでかける人のすべてが、その神社やお寺への帰属意識を持っているわけではないことに代表されるように、多くの日本人の宗教意識は多元的、雑居的であり、かつ複数の宗教が重層的に共存するとともに、慣習的な儀礼と宗教とのあいだの境界線も大変あいまいである。よくいえば、おおらかな精神的風土であるが、それはまた他人の信仰に対する無神経さにも通じることになる。だからこそ法律論だけでは割り切れない一面が派生することとなり、これが政教分離訴訟の同一の訴訟において裁判所によって全く逆の判決がだされる要因の一つにもなっている。

ところで、戦没者を慰霊することに異論をさしはさむ人は誰もいない。問題はその方法である。国（首相）が戦没者を慰霊する行事にかかわること自体に、問題があるわけではないし、各種の違憲訴訟を提起した人々もこれに異論を唱えているわけでもない。またそれ自体、軍国主義の復活と考えているものでもない。

大切なことは、国等が宗教、特に戦前の歴史との関係において憲法が否定し

た靖国神社と関係を持つことである。問題はその境界線であるが、その肝要な視点は、いやしくも国等は、国民や住民から特定宗教との関係を疑われるような軽率な行為を慎む姿勢である。

本来、戦没者を追悼する気持ちは宗教を超えたものであるにもかかわらず、公の機関が、東条英機をはじめとするA級戦犯14人を昭和殉難者として合祀する明白な宗教団体である靖国神社等の特定の宗教と特別のかかわりをもつことで議論が発生するのである。

また、批判があるにもかかわらず、戦没者を慰霊するとの名目で（他に慰霊する方法はいくらでもある。すでに無宗教方式で全国戦没者慰霊祭が毎年8月15日に行われており、東京でいえば、靖国神社のすぐ傍にある無宗教にして無名戦士の墓である千鳥ガ淵戦没者墓苑がある）、首相が、強固な意思をもってそれを無視して強行すること自体に（そして、メディアが連日連夜、しかも長期間にわたって大々的に報道することと相まって）、国家と特定宗教（靖国神社）との関係を認めることができるのである。

少なくとも、「(1) 国や自治体が自ら宗教行事を主宰する。(2) 宗教団体の本来の宗教活動に公金を支出したり、首相（公務員）が公の資格で関与する」という、この二点については憲法上許容される余地はない。これまで認めては、政教分離を定めた憲法の意義は無に帰すからである。

日本国憲法下において靖国神社が、戦死者を祭るという前提で存在しうるとすれば、それは天皇制ファシズムにより無理矢理に死に追いやられた、国によって無理無体に殺された人々の怨念、あるいは呪いの表現として、再び「かけがえのない肉親を失った悲しみ」を家族に与えてはならないとの願いの下に、もう二度と「国のために死ぬ」という愚かな歴史を繰り返さないために、幻想をすて、「国のためには絶対に死なない」という決意をもって、日本国憲法の基本思想を守り抜くことで日本の平和と自由を確立し維持することしかない。これこそが遺族や国民の多数が靖国神社に抱く純粋な感情のはずである。

反面、もはや国家神道の復活など期待する者もなく、不安は杞憂に等しいと

の声もある。しかし、「歴史を振り返れば、そのように考えることの危険がいかに大きいかを示す実例を容易に見ることができる」のである（愛媛玉ぐし料訴訟の最高裁違憲判決での尾崎行信判事の補足意見）

だが現実の靖国神社をとりまく状況が、こうした感情とは全く正反対の、しかもそれを利用した上での、つまり「英霊尊崇」の美名の下での、日本国憲法の根本思想と抵触する政治的環境にあるが故に、猛烈な反対と反発の中、今回の小泉首相参拝と小泉内閣閣僚達の靖国参拝になったといわねばならない。それは、自民党総裁選で、自民党のいわゆる大票田の一つである日本遺族会に対して「絶対に参拝する」と明言したことで証明される。

こうした本音の存在の故に、それをカモフラージュするために、あえて「公私を明らかにしない」（かつては“私人”を強調した）参拝となったのである。

そもそも政治家として内閣を組閣する閣僚としての公的人間に、私人としての行動があるとすれば、それは純粹に私的な出来事、いわゆるプライバシーに属するものしかないはずである。にもかかわらず閣僚の靖国神社参拝をあえて「公私を明らかにしない」（“私人”といったところで同じ）と強調したところに、自己矛盾とゴマカシがあったといわねばならない。

2. 靖国神社公式参拝に関する政府見解の経緯

靖国神社は敗戦によって事実上の国教としての特権的な地位を失ったが、戦後の新憲法体制下においても国家管理の復活を目指す動きは根強く、それは、1969年に発表された自民党の法案、すなわち、靖国神社から宗教性を除外し、内閣総理大臣の監督下に置き、その儀式行事などの業務に必要な経費の一部を国費で負担するという趣旨で、いわゆる国家護持を目指した（靖国神社の国家管理を盛り込んだ）「靖国神社法案」が国会に5度提案されたことにより証明される（何れも廃案。なかでも1974年の法案は衆議院で強行採決により可決されたが、参議院で廃案となった「良識の府」といわれる参議院の良識が発揮された一例である）。

そして靖国神社の国家管理が実現困難なことから俄かにクローズアップしたのが公式参拝であった。それは、1975年これに代わって登場した「表敬法案」で表面化した。同法案でまず天皇や首相の公式参拝実現などを狙い、その上で靖国神社を取り巻く状況を段階的に整備し、国家管理をはかる方向との政治的手法を意味した。

さて、1975年当時の三木首相が戦後初めて8月15日に首相（“公人”）として公式参拝を行おうとしたが、内外の猛反発に遭遇、これを“私人”の行為として非難を和らげ、はじめて靖国神社を公式参拝する。その後、批判に応える形で福田首相は1978年に、「公式参拝は、政府行事としての決定と玉ぐし料の公費支出が判断基準」との政府統一見解を打ち出し、「玉ぐし料の公費支出をしない」ことで違憲の誹りを免れようとした（一定の歯止めをかけたかにみえた）。

しかし、「戦後政治の総決算」を掲げた中曾根首相は1985年、政府統一見解の見直しを表明、その意を受けて、当時の藤波官房長官の私的諮問機関が、「閣僚の靖国神社参拝でも宗教活動に当たらない」「神道形式によらなければ公式参拝は違憲ではない」との新見解⁴⁾を示すところとなり、これを受けて同年8月15日中曾根首相は、首相（“公人”）として初めて公式参拝に踏み切った。

その翌年の1986年8月14日、特に中国の反発を考慮し、中曾根内閣の後藤田正晴官房長官は談話を発表し、「靖国神社がA級戦犯を合祀していることもあり、過去における我が国の行為で多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間にA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、わが国の戦争への反省と平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生む恐れがある」として、参拝中止を発表するところとなる（内に強く、外に弱い日本の体質を顕著に表した一局面であったともいえよう）。

3. 政教分離に関する判決

(1) 津地鎮祭訴訟大法廷判決

1977年7月の津地鎮祭訴訟大法廷判決は、いわゆる目的効果基準を採用して

いる。同事件は、三重県津市が体育館を建設するにあたり、神職の司式のもとに神社神道固有の儀式に則って地鎮祭を挙行し、これに公金を支出したことが、憲法第20条及び89条に違反するのではないかが争われた事件である。最高裁は、地鎮祭は宗教とかかわり合いをもつものであることを否定しえないが、「1 その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うというもっぱら世俗的なものと認められ、2 その効果は浸透を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない」として、これを合憲とした。

それは、「国家と宗教とのかかわりがある程度認め、その限界を、『行為の目的が宗教的意義を持つか、その効果が、宗教に対して、援助や助長になり、圧迫や干渉などにならないか』という観点から検討し、社会通念に従って判断するものであった。しかしこの論理は、「なにを持って宗教的意義と把握し、効果をどう判断する」かについて、具体的な指針を示していないことと相まって、結局のところその判断（解釈）は、個々の裁判官の主観に委ねるという結論に帰着し、極めて曖昧なものでしかなかった。

さらにいえば、そもそもこの基準は、宗教と習俗、儀礼の境を判定する目安として用いられたものであったが、実質的（政治的）には、十分な吟味のないままに、政教分離の原則を緩和する原理、すなわち靖国神社公式参拝の推進の論拠として、持ち出されることを意味したのである。

(2) 政教分離の原則をめぐる判決

政教分離原則をめぐる判決は、以下のように、違憲判決・憲法判断を避けた判決・合憲判決の3つに分かれた。

(i) 違憲判決

- ① 1971年5月——津地鎮祭訴訟控訴審 (名古屋高裁)
- ② 1979年3月——自衛官合祀訴訟第1審 (山口地裁)
- ③ 1982年3月——箕面忠魂碑訴訟第1審 (大阪地裁)

- ④ 1982年6月——自衛官合祀訴訟控訴審 (広島高裁)
- ⑤ 1983年3月——箕面慰霊祭訴訟第1審 (大阪地裁)
- ⑥ 1989年3月——愛媛玉ぐし料訴訟第1審 (松山地裁)⁵⁾
- ⑦ 1991年1月——岩手靖国神社公式参拝, 玉ぐし料訴訟控訴審 (仙台高裁)⁶⁾
- ⑧ 1997年4月——愛媛玉ぐし料訴訟上告審 (最高裁大法廷)

(ii) 憲法判断を避けた判決

- ① 1989年11月——大阪靖国神社公式参拝訴訟第1審 (大阪地裁)
- ② 1989年12月——福岡靖国神社公式参拝訴訟第1審 (福岡地裁)⁷⁾
- ③ 1992年2月——福岡靖国神社公式参拝訴訟控訴審 (福岡高裁)⁸⁾

(iii) 合憲判決

- ① 1967年3月——津地鎮祭訴訟第1審 (津地裁)
- ② 1977年7月——津地鎮祭訴訟上告審 (最高裁)
- ③ 1987年3月——岩手靖国神社公式参拝, 玉ぐし料訴訟第1審 (盛岡地裁)
- ④ 1987年7月——箕面忠魂碑慰霊祭訴訟控訴審 (大阪高裁)
- ⑤ 1988年6月——自衛官合祀訴訟上告審 (最高裁)
- ⑥ 1992年5月——愛媛玉ぐし料訴訟控訴審 (高松高裁) — 「2分判決」⁹⁾

4. 愛媛玉ぐし料訴訟

(1) 松山地裁違憲判決

愛媛玉ぐし料訴訟第一審判決は, “予想”に反した画期的な判決であった。当時の政教分離を緩やかに解釈する最高裁判決, それを踏襲する下級審判決という一連の司法の流れの延長線上の判決が出ると予想されていたためである。そうした中で国の基本法である憲法の根本理念に沿って正当な解釈を行った松山地裁の勇気ある裁判官には心から敬意を表さなければならない, そのような内容の判決であった。

憲法が政教分離を定めたのは, 前述したように, 国や県などの公共団体と宗教の分離が, 信教の自由にとって不可欠の原則だからである。かつての神社神

道の国教的地位が、国民の基本的人権である信教の自由の事実上の否定を意味したばかりか、あの無謀な侵略戦争に国民を駆り立てる原動力となったためである。その結果、われわれ日本国民は、未曾有の惨憺たる状況におかれた。こうした歴史の過ちを反省し、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」して（前文）、憲法を制定し、その20条は、信教の自由を無条件に保障したわけである。したがって政教分離の原則は、特に神社との関係において、厳格に解釈されなければならないことになる。結論的にいえば憲法は、国や県などが、特定の宗教とのかかわりを持つことをまったく許していないのである。

本判決は、これを全面的に認めてはいないが、県と宗教とのかかわりを極めて厳しく解釈したことは、とめどない反憲法的な流れを押しとどめたわけで、高く評価できたのである。

そもそも靖国神社や県護国神社が宗教団体であることは、これらが宗教法人であるという事実をみるまでもなく国民的な常識である。玉ぐし料とは、「神道の儀式で、神前に捧げる供物」（大辞林）で重要な宗教的意義を持っている。玉ぐし料として県の公金を支出すれば、靖国神社と愛媛県との関係が密接なものとなり、その目的いかんにかかわらず、特定の宗教に対する愛媛県の援助にあたり、違憲となる。供物料も単なる社会的儀礼的なものではなく、神道の儀式にとって決定的な意味を持つものである。県遺族会に支出したものであっても、県遺族会は単なるトンネル機関にすぎなく、事実上は県護国神社に納めたのと同じであり、実質的には、憲法が禁じた特定の宗教活動への援助、助長、促進を意味する。

これらの点において本判決は、明快かつ正当に判断している。いずれにしても本判決は、政教分離原則という憲法の根幹的思想を、最も重要な歴史的背景を前提に判断したもので、裁判官のこの姿勢は高い評価に値した（なお原告が問題にしているのは、国や県が、戦争の犠牲者を弔うという美名の下に、特定の宗教と関係を持つことである。宗教色のない戦没者慰霊のための公金支出を

とやかくいっているのではない。戦没者の慰霊と遺族の慰謝が目的なら、東条英機をはじめとするA級戦犯を、昭和受難者として祭る靖国神社ではなく、その隣にある無名戦士の墓である千鳥ヶ淵戦没者墓苑でよいはずである)。

(2) 愛媛玉ぐし料訴訟高松高裁合憲判決

控訴審(高松高裁)判決は、驚くべき内容であった。近代民主主義国家の統治原則は、いうまでもなく三権分立制度であり、それぞれの国家機関は、チェック・アンド・バランスによって成り立っている。いうまでもなく憲法81条が違憲審査権を裁判所に付与したことは、その具体的表現である。すなわち裁判所は、国民の基本的人権を守る国家機関であると同時に、国や自治体(政治権力)のおごりや行き過ぎを抑制する役割を憲法上有しているのである。裁判所(裁判官)がこの基本的役割を認識し、その権限を適切に行使することによって、民主主義は成熟したものとなり、かつ、憲法の基本原則が現実の国民の生活の中に生かされることにもなる。

国民が裁判所に期待する最大のものも、こうしたチェック機能にある。しかしながら現在の裁判官の中には、初歩的な裁判所の役割を意識的にか無意識的にか忘却し、政治権力に対して余りにも甘い判断をする人も少なくなく存在する。最高裁がこれまで、尊属殺重罰規定や衆議院の定員に関する違憲判断以外さしたる違憲判決をしていない現実は、その集中的表現であった。また今回の高松高裁判決は、最高裁による裁判官統制が完成したといわれ、下級審の裁判官には、最高裁の判決に無批判的に追従する姿勢が最近強くなってきているとの指摘が杞憂でなかったことを意味した。

それは、かつて公安条例違反事件や労働事件において、最高裁判決を否定する違憲判決が続出し、それが一つの要因となり、最高裁も判例を変更したことが、今や完全に歴史的事実になってしまった現実にもかいまみられるところである。

こうした中で前述したように、第一審判決が、歴史と憲法を軽視して、政教

分離をゆるやかに解釈することによって、事実上は政教分離の原則を空洞化していた判例の流れに抗して、国の基本法である憲法の根本理念に沿って、正当（常識的）な憲法解釈を行い、極めて明快に玉ぐし料の公費支出を違憲と判示したことは、法解釈の上でも、とめどない反憲法の流れを止めた意味においても、高い評価に値した。

その後仙台高裁が、形式的には原告住民を敗訴させる形で、実質的には、首相公式参拝と玉ぐし料の公費支出を合憲とした地裁判決を覆して、違憲と判示する判決を下し、この判決を不服とする被告の特別抗告を最高裁が棄却することによって、違憲の判断が裁判史上はじめて確定した。このような違憲判決に少くない人たちは、「まだ裁判所もすてたものではない」との希望を抱いた。

他方、公式参拝に関する大阪・九州靖国訴訟は、直接憲法判断をさけたが、その判決ですら、「靖国神社に援助、助長などの効果をもたらすことなく、首相が公式参拝を制度的に継続して行えるかどうかは疑問」（福岡高裁）との見解を示していた。こうした流れの中で行われた裁判であったが故に、憲法の基本原則に則った本件第一審判決や仙台高裁判決を踏襲するであろう判断が、高松高裁で下されるものと、多くの人々が期待し、かつ予想した。

しかし実際は、「仰天する」判決となった。九州靖国訴訟福岡地裁 301 号法廷の「3秒判決」よりは多少長いが、それでも「2分」で重大な憲法問題に係わる判断を行った裁判官の姿勢に、驚くべき判決内容が映し出されていた。

結論的にいえば本判決は、憲法の基本思想を踏みにじったものであるとしかいいようがないものであった。さらに本判決は、原告の主張を意図的に歪曲するのみならず、勝手に作り変え、被告の意図をも都合良く創作した上でのそれであった。すなわち本判決は、裁判官個人の極めて“ユニーク”な価値観と法律感覚に立脚しているのみならず、裁判の「イロハ」をも無視したもので、もはや「裁判の名に値しない」ものであった。

さて前述したように、政治（国や自治体）と特定の宗教が結びつくということは、とりもなおさず他の宗教に対する差別につながり、国民の信教の自由を

侵害することとなる。それ故日本国憲法は、政治と宗教の厳格な分離（政教分離）を宣言したのである（憲法20・89条）。いうまでもなく政教分離の原則は、近代憲法の重要な原理の一つであるが、特に日本においては、国家神道が軍国主義や超国家主義の精神的支柱として、国を破局に導く一因になった歴史への深い反省に基づいて成立したものである。同時に、日本ファシズムの侵略戦争の犠牲となったアジア近隣諸国民に対する配慮がこめられている。

そもそも神道は、最初から軍国主義、超国家主義的なものではなかったが、明治以来、富国強兵・殖産興業政策を遂行する上での必然的結末であった海外侵略を合理化するために、歪められたのである。すなわち「神の子」として、誤った他民族に対する優越感を与え、侵略その他の蛮行がすべて合理化されたのは、明治以来の官製の神道の教義によるものであった。

つまり、憲法の制定による政教分離原則の確立によって神道は、明治以来のデッチ挙げられた歴史に終止符をうって、宗教としての本来の姿を取り戻し、その結果、靖国神社や護国神社も、一宗教団体として再生することとなったわけである。否、憲法のもとで靖国神社や護国神社は、日本の宗教界の一宗派としてのみその存立を是認されるのである。こうした戦前の日本の歴史をふりかえるとき、靖国神社や護国神社と政治権力との関係は特別厳格でなければならないのは必然的結果であるといえる。

法律は、それぞれ歴史的背景をもって成立するものである。したがって法律を解釈する場合、歴史を軽視してはならないのは当然の帰結である。つまり憲法第20・89条の文言を、歴史を背景に、その目的、効果を配慮しながら論理的に解釈すると、国や自治体は憲法上、いかなる宗教的活動もできないし、公金を宗教団体の利益や維持のために支出することを禁じられている結果となる。少なくとも、公金を宗教活動に支出することが、憲法上許されないのは明白であり、これまで認めては、政教分離を定めた憲法の意義は無に帰し、歴史は否定されることになる。また玉ぐし料は、神前に捧げる供物にして、その奉納は、神道の儀式の中で中核的な意義を持っており、単なる社会的儀礼ではない。こ

こから玉ぐし料の公費支出が、公金の特定宗教に対する援助になることは明らかであり、当然、その継続的な支出は、特定の宗教活動への助長・促進になる。

したがって、玉ぐし料として県民の税金である愛媛県の公費を支出すれば、靖国神社や県護国神社と愛媛県との関係が密接なものとなり、その目的のいかんにかかわらず、特定の宗教に対する県の援助にあたり、その継続的支出は、特定の宗教団体に対する援助・助長となるのは極めて自然のことである。

とりもなおさずそれは、憲法の基本理念である政教分離の原則に違反する行為となる。

それ故、内閣法制局や自治省ですら、玉ぐし料の公費支出は「妥当ではない」との見解をとっていた。また玉ぐし料公費支出に対する国民的批判と違憲訴訟の提起によって、これまで公費支出をしていた各県も、1980年代中頃までにすべて取りやめた。しかし、愛媛県だけはこれを継続した。

それは当時の白石知事が、1987年の県議会において、「玉ぐし料支出が全国で一県だけになりかえって誇りに思っている」と述べたように、明確な政治的信念に裏打ちされた強固な姿勢に基づくものであった（それは、小泉首相の不退転の決意での靖国参拝にも共通する）。

だからこそ本件第一審判決は、白石知事に玉ぐし料の公費支出が違法である可能性も相当に大きいとの認識があったと認定したのである。なかでも、当の靖国神社や護国神社が玉ぐし料の支出に関して、「公費にこだわる」事実と、国や自治体は、いやしくも国民や住民から特定宗教との関係を疑われるような軽率な行為を慎むべきなのに、さらには一定の批判があるにもかかわらず、公式参拝や公費の支出を強行する現実に、靖国神社法案の策定と同様、神社と国家や自治体（政治権力）との間に特別の関係を構築しようとする意図をみることができる。

換言すれば、首相の公式参拝や玉ぐし料への公費支出が、靖国神社と政治権力との関係を特別なものとする“証”となるのであるが、それは、戦前における靖国神社の国教的地位を、幾分でも回復したいといった願望（野望）の一つの

表現であるといっても決して過言ではなく、憲法を否定するかつての道（誤った歴史）への回帰を意味するものであった。

こうした靖国神社の姿勢は、1953年秋に東条英機をはじめとするA級戦犯14人を「昭和受難者」として新たに合祀したことに端的に表現されている。

そしてそれは、「日本民族がその総力を挙げて平和のために戦った大東亜戦争が、戦い利あらずして矛を収めてから、はや35周年を迎えます——」と記載されている靖国神社のパンフレットとともに、なにがなんでも侵略戦争を合理化する思想の端的な現れであった。

元来、一宗教法人である靖国神社が、なぜに「国(天皇)のために死んだ人々」、実は「国に殺された人々」、あるいは「国の命令により、善良なる他国民を殺戮した人々」を祭らなければならないのか、また靖国神社が、軍人の戦死者だけを祭って、「戦争の犠牲になった一般市民や原爆の犠牲者を祭らないのか」といった素朴な疑問はさておくとしても、名もない多くの戦死者を祭っているところから、遺族だけではなく多数の国民の深い尊崇の念を集めてきたのも事実である。

他方、戦没者を弔うことに異論をさしはさむ人はいないし、国や自治体が戦没者を慰霊する行事にかかわること自体に異議をとる人もいない。問題は、かかる日本人の深層心理をくすぐる死者に対する純朴な追悼の念を利用して、反憲法的な方向へムード作りを行おうとする意図である。

本来、戦没者を追悼することは、特定の宗教を超えたものであるはずなのに、国や自治体が、慰霊を口実に特定の宗教と関係を持つことが問題なのである。A級戦犯を「昭和受難者」として祭神に祭り上げ、「東条英機」の遺品と遺墨が堂々と展示されている靖国神社の現実に接するとき、宗教法人靖国神社とは、国家(天皇)の命令により、戦いに死んだ兵士を慰霊すると称して、その実は、天皇制ファシズムによる侵略戦争は正しかった(聖戦)として、これまでの歴史認識を覆す集団としか映りようがないのである。

憲法は、こうしたことが後々起きるかもしれないと懸念したからこそ、二度

と再び誤った歴史を繰り返してはならないとの決意のもとに、政教分離の原則を高らかに宣言したわけである。憲法に規定するのみでは、その後の歴史のなかで守られないかもしれないとの危惧から、すなわち、憲法の原則と相いれない現実が、政治権力によってもたらされたとき、憲法の原則を守り、民主主義を擁護するための方策として、裁判所に違憲審査権を付与したのである。

それゆえ裁判官は、歴史と現実を直視し、憲法の意義を理解した上で、国民に対して裁判所が果たす役割を深く認識し、判決を行わなければならないこととなる。しかし、玉ぐし料の公費支出が明確に違憲であるにもかかわらず、しかも玉ぐし料が宗教的な意義を持つとしながらも、その金額が、玉ぐし料の合計額に照らし零細である等の理由から、社会的儀礼の範囲内にあるとした高松高裁合憲逆転判決は、常識的な憲法解釈に反するものであるといわねばならなかった。

同時に本判決は、裁判所が国民に負っている基本的役割である国や自治体の違憲行為をチェックする機能を自ら放棄して、PKO法に見られる憲法無視の政策を押し進めようとする政治権力に迎合したものであり、違憲の判断が確定した岩手靖国判決を空洞化する役割を持つものであった。まさに、憲法と国民を愚弄する判決というほかない。

これでは近代国家の統治原則である三権分立の制度は幻想に終わってしまう。その意味において、民主主義の危機といわざるを得ない判決であった。

(3) 愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決

半世紀以上も前のことになるが、財閥と癒着した軍部は、無謀にも戦争を開始した。日本軍の誤った他民族に対する優越感、善良なアジアの人びとに筆舌に尽くしがたい過酷な運命と、日本人に未曾有の惨憺たる状態をもたらした。アジア諸国は破壊され、国土は焦土と化した。権力に迎合したマスコミのプロパガンダ（宣伝）に踊らされて戦争に狂奔した日本国民はそれを反省し、二度といまわしい歴史を繰り返さない誓いとして日本国憲法をもった。1997年は、

憲法が施行されて50年の節目の年であったが、この年に、政治(権力)と靖国(護国)神社の関係を問う訴訟の判決が最高裁であったこと自体、日本の悲劇であった。

歴史を素直に踏まえてすなおに憲法を読めば、侵略戦争遂行の精神的支柱となった靖国神社に公権力が関わることを厳格に戒めたのは明らかである。いうまでもなく玉ぐし料とは、神道の儀式にして神前に捧げる供物であり、極めて重要な宗教的儀式である。玉ぐし料として、批判や反対を押し切って公費の支出を強行すれば、公権力に特定宗教を擁護する一定の目的があると人は見る。その結果人びとは、公権力が靖国神社に対して他の宗教とは異なる特別の扱いをしていると認識する。それゆえ内閣法制局や自治省も、玉ぐし料の公費支出は「妥当でない」との見解をとった。

にもかかわらず愛媛県は、前述したように、「玉ぐし料支出が全国で一県だけになりかえって誇りに思っている」(当時の白石知事)との明確な政治信念に裏打ちされた強固な姿勢でこれを続けた。違憲なのは明白である。

当然のことながら最高裁は、公費による玉ぐし料などの支出を違憲と判断した。評価に値する。「あたり前のことを、あたり前に判断した」に過ぎない判決を、なぜ「評価」しなければならないのか。

それは最高裁が、これまで憲法の理念に沿った判決を行わず、政治権力に対して余りにも甘い判断をする傾向が顕著だったからである。

これは、時の政治権力によって最高裁の裁判官が選ばれるというシステムと、恣意的な任命をチェックする国民審査の形骸化によってもたらされた構造的なものである。そうした中での今回の判決は、時代の変化の下で、遅ればせながら最高裁が、裁判所の役割は、国民の基本的な人権を守るとともに、権力のおごりや行き過ぎを抑制することによって、民主主義を一層成熟化させるところにあるとの命題を再認識したものと評価できるのである。

しかし、常識の確認に15年の歳月と、ものすごいエネルギーを必要とする。

ところで権力を相手にしたこの種の訴えは、チェック機能が平和と民主主義

の実現に大切なのかをわれわれに教えている。それは違憲訴訟の提起によって公費支出に対する国民的批判が強まり、80年代中頃までに愛媛を除くすべての自治体がこれを取りやめたことで証明される。

民主主義とは、おかしいと思うことを自然におかしいと（ものが）いえる社会の実現を意味するが、お上にたてつくことを極度に回避する風土の中で、果敢に問題提起した原告団、手弁当で訴訟を担当した弁護士、それらを支えた県内の名もない多くの人びとの存在は、最高裁とともに、愛媛もまだまだ「すてたものではない」と少なくない人々に勇気を与えたといえよう。

おわりに

国民的絶対的人気を誇っている小泉首相の靖国神社参拝は、一宗教法人の靖国神社が、政治権力と特別な関係にあること（持たせようとしたこと）を、あらためて、かつ極めて明確に内外に示した。それだけでも特定の宗教と政治権力の分離を定めた憲法に違反するのは明白であった。それは、「戦没者の追悼」「遺族の思い」とのキーワードを駆使することや、愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決等を考慮して私費で献花料を支払うことで、あるいは公私を明確にしないことによって、到底解消されるものではない。ましてや、正式な神社参拝方式を踏襲しないという小細工をしたところで解決されるレベルの話でもない。否、小泉フィーバーに便乗した過度のマスコミ報道により、政府と靖国神社の関係は、より強度なものになったといわなければならない。こうした光景を連日連夜、メディアでみせつけられては、多くの国民の目には、靖国神社が特別のものと映るのは必然であった。あまつさえNHKをはじめ民放各社は、通常番組を変更して、小泉首相の靖国参拝を実況生中継したのである。

前述したように、首相の参拝自体が、国民や諸外国からみれば、特定宗教に対する特別な配慮を意味し、それは他の宗教に対する差別につながり、さらには、国家権力が国民に特定の宗教観を示す契機になるからである。反対や批判の中で参拝という政治的局面が、それをさらに明白にするといわねばならない。

さて小泉首相は、01年5月10日、小泉首相が国会の答弁で、公式参拝について「憲法に違反しない」とした上で、「制度化されたものではなく、あえて公式参拝として行うかどうかは、戦没者の遺族の思いや近隣諸国の国民感情などを総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討して判断したい」と強調、ただ、「家族と離れ、戦場に赴いた方々の気持ちを思うと本当に胸が打たれる」「なぜ国を守るために命を捧げた戦没者に敬意を表する行為がこれほど批判されなきゃならないのか」「犠牲となった戦没者に敬意と感謝の誠をささげる思いに変わりはなく、その思いを込めて個人として参拝するつもりだ」と述べ、私的な立場で参拝するとの見解を示すところとなる。

百歩、いや千歩譲って、首相の言を前提にしても、一体あの(先の)戦争で、どこの国が日本を攻めてきた(侵略した)というのであろうか。かりにそうであれば、「国を守るために命を捧げた(家族と離れ、戦場に赴いた)戦没者」との言葉も、それなりに説得性を持つであろう。しかし事實は相反して、小泉首相が引用した95年の村山首相談話で明らかのように、日本が中国・朝鮮を初めとするアジア等に侵略し、多大な犠牲(死者2,000万人)を強いたのである。

仮に小泉首相が「戦没者」を云々するのなら、靖国神社参拝の前に、かつて日本が侵略した国々の戦没者を慰霊・謝罪し、しかるべき(個人的)保障をなすべきであった。

最後に、政教分離を定める憲法が施行されてからも半世紀以上たった今日、未だにこうした論議が諸外国を巻き込んで行われることは、誠に不幸な出来事である。政権を担当する人々は、憲法の遵守を定めた第99条(憲法尊重擁護義務)の「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」との規定を真摯に受け止めることが肝要である。憲法が、わざわざこうした当然の規定を置いたのは、かかる人たちが憲法を無視する歴史的事実に立脚したためである。小泉首相の靖国神社参拝は、まさしくこの事実を証明している。同時に、愛媛玉ぐし料訴訟松山地裁および最高裁判決の趣旨にも背反する行為であったといわねばならない。さらには、

確定した岩手靖国仙台高裁判決の「首相らの公式参拝は、国が靖国神社に優越的地位を与える」ことに該当するのは、明らかであった。

注

- 1) 小泉首相靖国参拝；ドキュメント“01・8・13”（2001年8月14日付『産経新聞』及び『高知新聞』ならびに8月13日のテレビ各局の「報道特別番組」より作成）

時	出来事
06時00分	靖国神社開門。本殿に「内閣総理大臣 小泉純一郎」名の花輪が飾られていた。
08時30分	韓国太平洋戦争犠牲者遺族会メンバーが首相官邸付近で座り込み。
10時30分	福田康夫官房長官が首相公邸に入り、小泉首相と面談。
12時00分	官邸前で市民団体が参拝に抗議行動。
13時19分	公邸に福岡から急遽帰京した自民党の山崎拓幹事長が入る。その後福田長官加わる。間もなく飯島勲首相秘書官も長野から帰京し官邸に入り詰めの協議。
13時40分	韓国人遺族が参拝中止を内閣府に申し入れ。
14時00分	公明党筋が国会内で「官房長官会見をやって、間をおかずに首相が参拝する」と官邸側から連絡があったことを明かす。
14時09分	TBS が首相靖国参拝をテロップで速報。
14時10分ごろ	官邸の官房長官室で福田長官、古川貞二郎官房副長官、飯島秘書官、外務省の槇田邦彦アジア大洋州局長が協議。
14時10分	報道各社のヘリコプターが靖国神社上空を飛び始め 最終的には十数機となる。
14時26分	「小泉首相の靖国神社参拝を実現させる超党派国会議員有志の会」幹事長の中川昭一元農相らが官房長官と面会。
14時35分	小泉首相を見ようと靖国神社に参拝客が集まり始める。
14時37分	NHK もテロップを流す。
14時44分	韓国の通信社、聯合ニュースが「きょう参拝」と東京発で速報。
14時45分	警視庁の警備担当者に乗せた車が靖国神社に次々と到着。
14時48分	警視庁が虚偽の住所変更をしたとして中核派活動家の法政大生を逮捕。他のメンバーと靖国神社へ向かう途中だったとみられる。

14時50分	SPの車3台が靖国神社参集所に到着。ガードマンが出てロープで規制を始める。
15時00分	右翼団体のものとみられる街宣車が靖国神社周辺に集まり始める。
15時10分	官邸記者クラブに「首相が午後4時半に参拝」の張り出し。
15時17分	中国国営通信の新華社が「小泉首相が13日に靖国神社を参拝することを決めた」と至急電。
15時40分	中国外務省の章啓月副報道局長が「日本の指導者がA級戦犯を合祀している靖国神社を参拝することに反対する」との談話を発表。
15時45分	中川元農相が官邸で記者団に「失望した。15日に参拝しないなら、いつ参拝しても同じだ」と語る。
15時50分	山崎幹事長が自民党本部で「苦渋の判断ではあったが、これ以外になかったんじゃないか」と語る。
16時00分	NHKが番組を変更し福田官房長官の記者会見、小泉首相の靖国神社参拝の中継開始。
16時05分 ごろ	「小泉首相の靖国神社参拝を支持する会」が参集所前に集まった人に日の丸の小旗を配布。飯島勲秘書官が参集所に到着。
16時05分	福田長官が官邸で記者会見し、首相談話を読み上げる。
16時10分	参集所前に集まった人から「万歳」の声があがりはじめる。
16時21分	小泉首相が官邸を出発。
16時32分	小泉首相、靖国神社に参集所(団体参拝所)に到着。本殿前に現れ約1,000人の群衆に手を挙げ、その後、参集所で「内閣総理大臣小泉純一郎」と記帳、お清めを受け、神社側のお払いを無視しながら本殿へ。
16時37分	小泉首相、本殿にて一礼形式で参拝。
16時40分	新華社が小泉首相の靖国参拝で至急電。聯合ニュースも「参拝を強行」と速報。
16時50分	参拝後、首相が靖国神社内で記者団のインタビューに応じ「公的とか私的とか私はこだわらない。総理大臣である小泉純一郎が心を込めて参拝した」と語る。
17時00分	民主党の鳩山由紀夫代表が党本部で「(参拝日や形式が)あいまいで姑息(こそく)なやり方で強い憤りを感じる」と、また、外務省の野上義二事務次官は記者会見で「どういう反応を近隣諸国がとるのか十分見極め、対応を考える」と語る。

17時03分	首相が靖国神社を出発すると同時に、集まっていた3,000人もいなくなる。
17時10分	在韓日本大使館の鹿取克章公使が韓国の外交通商省に説明に出向く。
17時13分	小泉首相が官邸に戻り、福田長官らと直談。約30分後公邸に。
17時45分	中国外務省の章副報道局長が「8月15日を避け、談話で侵略の歴史をあらためて認め、深く反省する立場を表明したことにわれわれは留意した」との新たな談話を発表。
18時00分	共産党の志位和夫委員長 国会内での記者会見の後、新宿での街頭演説で「(近隣諸国を)け飛ばした後で仲良くしようというのは順番が逆で傲慢ふそんだ」と語る。
18時15分 すぎ	韓国外交通商省がスポークスマン声明で「深い遺憾」を表明。
18時30分	中国外務省の王毅次官が阿南惟茂駐中国大使を呼び、「強い憤り」を伝える。
19時09分	「神経戦だからな、これは」と言い置いて福田長官が官邸を出る。
19時50分	田中真紀子外相、外務省で記者団に「近隣諸国との関係を含め身を粉にして、外交努力を積み重ねていくことが自分に課せられた課題だ」と語る。

2) 「戦後 50 周年の終戦記念日に当たって」—1995 (平成 7) 年 8 月 15 日

「先の大戦が終わりを告げてから、50年の歳月が流れました。今、あらためて、あの戦争によって犠牲となられた内外の多くの人々に思いを馳せるとき、万感胸に迫るものがあります。

敗戦後、日本は、あの焼け野原から、幾多の困難を乗り越えて、今日の平和と繁栄を築いてまいりました。このことは私たちの誇りであり、そのために注がれた国民の皆様1人1人の英知とたゆみない努力に、私は心から敬意の念を表わすものであります。ここに至るまで、米国をはじめ、世界の国々から寄せられた支援と協力に対し、あらためて深甚な謝意を表明いたします。また、アジア太平洋近隣諸国、米国、さらには欧州諸国との間に今日のような友好関係を築き上げるに至ったことを、心から喜びたいと思います。

平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和の尊さ、有難さを忘れがちになります。私たちは過去のあやまちを二度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝えていかなければなりません。とくに近隣諸国の人々と手を携えて、アジア太平洋地域ひいては世界の平和を確かなものとしていくためには、なによりも、これらの諸国との間に深い理解と信頼にもとづいた関係を培っていくことが不可欠と考えます。政府は、この考えにもとづき、特に近現代における日本と近隣アジア諸国との関係にかかわる歴史研究を支援し、各国との交流の飛躍的な拡大をはかるために、この2つを柱とした平和友好交流事業を展開しております。また、現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わ

が国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります。

いま、戦後50周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことであります。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。

敗戦の日から50周年を迎えた今日、わが国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広めていかなければなりません。同時に、わが国は、唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなり、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなると、私は信じております。

『杖るは信に如くは莫し』と申します。この記念すべき時に当たり、信義を施政の根幹とすることを内外に表明し、私の誓いの言葉といたします。』

注

「杖(よ)るは信(しん)に如(し)くは莫(な)し」(意味は、頼りとするものとしては、信義に勝るものはない)

出典—「春秋左伝(さしでん)」、襄公(じょうこう—中国、春秋時代の宋の王。楚〔そ〕と戦った時、楚の陣容が整わないうちに攻撃するように勧められても、仁義に反すると行ってきかず、大敗した)8年(紀元前565年)」

3) 小泉首相の談話全文(2001年8月13日)

「わが国は明後8月15日に、56回目の終戦記念日を迎えます。21世紀の初頭にあつて先の大戦を回顧するとき、私は、肅然たる思いがこみ上げるのを抑えることができません。この大戦で、日本は、わが国民を含め世界の多くの人々に対して、大きな惨禍をもたらしました。とりわけ、アジア近隣諸国に対しては、過去の一時期、誤った国策にもとづく植民地支配と侵略を行い、計り知れぬ惨害と苦痛を強いたのです。それはいまだに、この地の多くの人々の間に、癒しがたい傷痕となって残っています。

私はここに、こうしたわが国の悔恨の歴史を虚心に受け止め、戦争犠牲者の方々すべてに対し、深い反省とともに、謹んで哀悼の意を捧げたいと思います。私は、二度とわが国が戦争への道を歩むことがあつてはならないと考えています。私は、あの困難な時代に祖国の未来を信じて戦陣に散っていった方々の御霊の前で、今日の日本の平和と繁栄が、その尊い

犠牲の上に築かれていることに改めて思いをいたし、年ごとに平和への誓いを新たにしていまいりました。私は、このような私の信念を十分説明すれば、わが国民や近隣諸国の方々にも必ず理解を得られるものと考え、総理就任後も、8月15日に靖国参拝を行いたい旨を表明してきました。

しかし、終戦記念日が近づくとつれて、内外で私の靖国参拝是非論が声高に交わされるようになりました。その中で、国内からのみならず、国外からも、参拝自体の中止を求める声がありました。このような状況の下、終戦記念日における私の靖国参拝が、私の意図とは異なり、国内外の人々に対し、戦争を排し平和を重んずるというわが国の基本的考え方に疑念を抱かせかねないということであるならば、それは決して私の望むところではありません。私はこのような国内外の状況を真摯に受け止め、この際、私自らの決断として、同日の参拝は差し控え、日を選んで参拝を果たしたいと思っています。

総理として一旦行った発言を撤回することは、慙愧の念に堪えません。しかしながら、靖国参拝に対する私の持論は持論としても、現在の私は、幅広い国益を踏まえ、一身を投げ出して内閣総理大臣としての職責を果たし、諸課題の解決にあたらなければならない立場にあります。

私は、状況が許せば、できるだけ早い機会に、中国や韓国の要路の方々とは膝を交えて、アジア・太平洋の未来の平和と発展についての意見を交換するとともに、先に述べたような私の信念についてもお話ししたいと考えています。

また、今後の問題として、靖国神社や千鳥ヶ淵戦没者墓苑に対する国民の思いを尊重しつつも、内外の人々がわだかまりなく追悼の誠を捧げるにはどのようにすればよいか、議論をする必要があると私は考えております。

国民各位におかれては、私の真情を、ご理解賜りますよう切にお願い申し上げます。」

なお、靖国神社参拝後の首相インタビュー「一問一答」(全文)は以下の通り(01年8月13日靖国神社にて)

——参拝を終えての感想は

「かねがね今日の日本の平和と繁栄は、先の大戦で心ならずも命を失わざるを得なかった戦没者の犠牲の上になりたっている。家族と離れ、愛する人たちへの思いを断ち切りながら祖国のために散っていった。無念だったと思います。そういう方の犠牲のうえに今日があるということを忘れてはならない。そういう方々に対し、心からなる敬意と感謝の誠をささげたいと思って、今日は参拝致しました。同時に、これからも、あのような戦争を二度と起こしてはならない。日本は平和国家として、これからも世界のためにも、日本国民のために発展していかなければならない。不戦の誓いを新たにいたしまして、今日は参拝した」

——参拝の形式は公的か私的か

玉ぐし料はポケットマネーですか 「玉ぐし料ではなくて献花ですね、ポケットマネーでお払いしました。前からよくききますね。みなさん。公式かどうか。私はこだわりません。

総理大臣である小泉純一郎が心をこめて参拝した。それだけです」

——参拝を実行した理由。13日前倒しの理由は、また、15日に参拝するとかねがねいっていたが、それへの批判にはどう答えますか

「私はかねがね8月15日に参拝したいと明言していた。『小泉というのは一度明言したら聞かない』といわれますが、必ずしもそうじゃないんでね。口は1つですが、私も幸いにして耳を2つ持っている。総理大臣として、人のいうことを聞かなければいけないなと思っましてこの2週間、特に今までの私の持論が、虚心坦懐にいろんな方々の意見をうかがってまいりました。そして熟慮に熟慮を重ねた結果、今日がいいのではないかと私が判断しまして今日いたしました」

——今後、中韓から反発が予想されるが、どう説明し対応するか

「かねてから私は靖国参拝をすることが、日本は平和国家として誓う一つの表現なんだと。また、今日の平和の礎となった戦没者に対して敬意と感謝の誠をささげるのが人間の自然な感情という思いでいたんですが、8月15日が近づくとつれ、国内からも外国からも私の意図とは別に違う取り方をされる方がいる。これからも中韓、近隣諸国と友好をはかっているといきたいと心から思っているが、15日に行くことで逆の取り方をされるということがあると、だんだん鮮明になってきた。それは私の望むところではない。かねてから近隣諸国と友好を図りたいと言う気持ちで参拝したいのだから、逆にとられるのは総理大臣として好ましくないなと。私は8月15日に参拝をしたいのは、かねてから持論だが、持論は持論として、現在は虚心坦懐に一身を投げ出して、総理大臣の職責をいかに果たすかを最優先に考えなければならぬと。いろいろ意見をうかがいながら、よく人の意見に耳を傾けるのも総理大臣として必要ではないかと思っましてね。私の意図とは違う取り方をされるなら、その誤解を解いて、いかなければならない。そして、なおかつ日本の国民感情にも配慮し、そういう観点から今日がいいのではないかと思っ、今日に致しました」

——中韓両国への説明と対応という点は

「これから状況が許せば中韓両国の首脳の方々と両国の方と話し合いの機会を持ちたい。両国がこれからも友好親善の実をあげていくような方法はないか。意見交換をして、お互い、もし誤解があるなら誤解をときたい。そう思っている」

——15日という公約を守らなかった。これから構造改革を迎えるにあたり国民はどんな言葉を信頼すればいいのか

「そういう意見をふまえ、総理として聞く耳を持つことも大事ではないか、そう思って決断した。自説にこだわるのも大事だが、同時に口は1つだが、耳は2つある。人の意見をよく聴くのも、総理として大事だ。独断専行を排すのも総理として必要ではないかと思っまして、今日は13日ですが、15日を避けた方がいいという意見をよくきいて決めた」

——中韓が反発しているのがA級戦犯です。戦争責任をどう考えるか

「数多くの戦没者に哀悼の誠をささげようと思っっていた。特別にA級戦犯とか特定の個人

にお参りしたわけではございません」

——終戦記念日ではないが、英霊や遺族の方にどんな言葉を

「もっとも尊い命を犠牲にしなければならなかった方たち、無念だと思いますね。ああいう方たち、特にご遺族は、そうだと思います。そういう方の犠牲があるから今日がある。真心をこめてお参りした」

——15日でなくても、わかってもらえると

「そうですね、毎日多くの遺族が、今日も昨日もひきもきらずお参りされてますね。私は15日には千鳥が淵戦没者墓苑にお参りして武道館の式典にも出席します」

——今回のようなやり方だと来年にも問題になると思うが、根本的な解決に向けてどうするか

「靖国神社に特別の感情を持っておられる方、また、そうでない方も追悼の誠をささげることができるように、どういうものが、どういう形がいいか。議論する必要があるのではないかと思います。外国人の方もいますね。私も外国に行けば、戦没者の方に献花する。外国の方も日本にすれば戦没者の方々に敬意を表したいという人もいます。そういう内外の方が戦没者に対して追悼の誠をささげることに対して批判がおきないような、なにかいい方法がないか今後議論していきたい」

4) 同懇談会には、東大の芦部信喜教授もメンバーであった。懇談会を組織した政府側が期待した芦部教授の役割は、「靖国神社公式参拝を合憲とする法理論を定立する」ことであったが、教授は政治的圧力に屈することなく「血も出んばかりの声で違憲」の主張を続けた(1988年7月、銀座ヤマハホールで開催された有斐閣法学講演会における芦部教授の講演。なお、懇談会の審議過程での問題点、及び芦部教授の意見については、「宗教・人権・憲法学」〈芦部信喜著 有斐閣〉95頁以下を参照)。

5) 本来、この時点で全国でただ一つ公費で靖国神社に供花料を出していた和歌山県は愛媛玉ぐし料訴訟第1審(松山地裁)判決を契機に中止した。1980年代前半を中心に、つまり、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟違憲判決や愛媛玉ぐし料訴訟の提起を契機に、青森、岩手、栃木、群馬、兵庫、岡山、島根、徳島、宮崎の10県が公費支出を取りやめたのである。その理由は「市民の批判を考慮」(群馬)、「物議をかもし出すことは避けたい」(青森)、「混乱を避ける意味で」(宮崎)というのが「本音」であった。

愛媛県の場合、玉ぐし料などが継続的に公費によって支出され、金額も多い(1981年当時、靖国神社へ玉ぐし料と献灯料、県護国神社への供物料計37,000円を公費支出した)という面と、1987年の県議会において当時の白石知事が、「玉ぐし料公費支出が全国で一県だけになり、かえって誇りに思っている」との発言に見られるように、その強行な姿勢(極めて強い信念)に特徴があった。その後愛媛県においても、保守一枚岩の自民党公認知事であった白石氏に代わり、伊賀氏が保守・中道の支持で1987年知事に就任した。伊賀氏は、その支持基盤の一つである公明党の強い要求で、「玉ぐし料等公費支出は合憲との主張は変えない

が、判決ができるまでは棚上げする」との立場から、1952年から続けてきた公費支出を私費に切り替えた。同時に、毎年8月15日に県が主催する「戦没者追悼式」の会場も、それまでの県護国神社から県民文化会館に移した。和歌山県の場合はこれを継続、1988年に靖国神社の春・秋の大祭に社会福祉費の中から、各1万円を支出していた。

なお、松山地裁の判決内容（骨格）は以下の通りである。

「憲法20条3項にいう宗教的活動とは、国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべてを指すものではなくて、わが国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものに限られるべきで、行為の目的が宗教的な意義を持ち、その効果が宗教への援助、助長、促進または圧迫、干渉などによるような行為をいうものと解するのが相当である。本件支出は、その目的が宗教的意義を持つことを否定できない。靖国神社や県護国神社の宗教活動を援助、助長、促進する効果を有するものと認められ、各支出によって生じる愛媛県と両神社との結びつきは、もはや相当とされる限度を超えている。従って本件各支出は憲法20条3項に禁止する宗教活動にあたる。また本件各支出は、知事の強固で明確な意思に基づいて行われており、自らこれを行ったと評価することができる。…不法行為責任の成立要件としての故意があるといえるためには、行為者に当該行為が違法であるとの認識が必要である。白石知事は、個人的には、本件玉ぐし料の支出が違法ではないとの信念を有していたと思われるが、同時に玉ぐし料支出が違法である可能性も相当に大きいことも十分知っていて、右支出が客観的に自己の信念とするところと異なり、違法であってもやむをえないとの判断を下し、その判断に従って行動したと認められる。それ故知事には、未必的なものとはいえ、故意（未必の故意）があったものと認められる。」

- 6) 岩手靖国違憲訴訟とは、1979(昭和54)年12月19日、岩手県議会が以下の「靖国神社公式参拝を実現されたい」という決議をし、国に意見書の採択を要請するため陳情書を届けた件について、これは、憲法の政教分離の原則に反するとして、それに要した印刷代・用紙代・旅費（直接には費用は10万円に満たない）を返還せよと求めた訴訟（甲事件＝「岩手県議会の靖国神社公式参拝議決に関する住民訴訟」）であるが、訴訟の途中、岩手県が1962年から靖国神社の要請で玉ぐし料や献灯料を支出していたことが発覚したことにより、その返還（乙事件＝「靖国神社への玉ぐし料支出に関する岩手県知事らに対する住民訴訟」）もあわせて一つの訴訟となった。

靖国神社公式参拝について（靖国神社公式参拝を実現されたい）

理由

靖国神社には平和のいしずえ250万英霊がまつられている。英霊に対し、尊崇感謝の誠を捧げ、国として公式儀礼を尽くすことはきわめて当然のことであり、世界いずれの国においても行われている。

しかるに、戦後、靖国神社は国の手を離れ、天皇陛下のご参拝も、内閣総理大臣などの参拝もすべて個人的なものとして扱われ、また国際儀礼として当然の国賓の靖国神社参拝も行われていないことは、きわめて遺憾であり、速やかに国の代表ならびに国賓の靖国神社公式参拝が実現されるよう強く要望する。

上記のとおり、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和54年12月19日

岩手県議会議長 高橋清孝

内閣総理大臣殿
総理府総務長官殿
衆議院議長殿
参議院議長殿

高裁判決(裁判長は、身上の都合で退職)は、逆転判決(一審盛岡地裁は、1987年3月「公人だからといって思想、信教の自由を制限することはできない。玉ぐし料は戦没者への儀礼との理由からいづれも合憲の判断を示し、住民らの訴えを全面的に退けた」となった。

判決は、首相らの公式参拝は、靖国神社に祭神に対する畏敬崇拝の意を表す宗教的行為であり、国が靖国神社に優越的地位を与えている(他の宗教団体に比して靖国神社を特別視している)との印象を社会一般に与え、政教分離の原則に照らし相当とされる限度を越えている。また玉ぐし料についても、波及効果などを考えると県の非宗教性、中立性を損なう恐れがある)と判示した。

すなわち、玉ぐし料公費支出が適法となれば国や全国の地方公共団体が靖国神社や護国神社への玉ぐし料奉納に及ぶとして、その社会的影響を重視したのである。さらに公式参拝は、将来に向かって継続的に行われる性質のもので、結果として特定の宗教団体への関心を呼び起こすため、公人・私人の区別を明確にすることが肝要であるとした。

判決翌日マスコミは、例えば日経社説の「今回の判決は政府がなしくずしにしてきた問題について司法が厳しい注文をつけたものである」との論評に代表されるように概ね好意をもって迎えられた。

ただ判決の構造は「異例」であった。すなわち主文において、原告住民の請求を全面的に退けながら、その内容において住民が主張した違憲判断を示したのである。この判決後海部首相(当時)は、「英霊にぬかずく気持ちは、人後に落ちない」としながらも公式参拝は控えたが、各閣僚は公式参拝を継続した。

当然、県知事らは上告した。だが 仙台高裁は、上告が不適法な場合は、高裁が上告を却下できるとする民事訴訟法 399 条に従い、被告側に「利益に関する意見書」の提出を求めて

審理した(上告理由——民訴 394 条)。被告側は、判決の中とはいえ「違憲判断」が示されたのは不利益で、最高裁で判断をおおぐ理由があると主張したが、1991年3月仙台高裁は、「判決主文で全面勝訴している以上、上告する理由は全く見当たらず、上告は明らかに不合法」として却下した。これに対して被告らは高裁の決定を不服として特別抗告の手続きをとったが、1991年9月最高裁第2小法廷は、「特別抗告は、決定や命令に憲法解釈の誤りや違憲がある場合に限られる」(民事訴訟法 419 条の2)ところから、「抗告の理由がない」として抗告の却下決定を行った。

しかしこの最高裁の決定は、異例の構造を持っている判決を前提に、形式的な民事訴訟法の解釈によって抗告を却下したもので、何らの憲法判断に踏み込んでいない。最高裁は、違憲審査権に関する最終裁判所である(憲法 81 条)。それゆえ、下級審の判断が激しく分かれたことと相まって、特に歴代内閣のまちまちな、その時々々の政治判断(その場限りの対応)が揺れ、そのことが国民の不信感を増幅させ、また近隣諸国の反発を招いたのであるから、自ら判断すべきであったといわねばならなかった。

それはさておき、これにより、靖国神社公式参拝及び玉ぐし料の公費支出は違憲との判断が確定した(政教分離の原則をめぐる裁判で違憲判決が「確定」したのはこれが初めてであった)。

なおこの件に関して法務省は、「憲法判断が絡んだ重要な裁判であり、被告が主文で勝利していても、判決理由に不服があるのであるから、上告できるはず」との見解をとった。

7) 福岡地裁 301 号法廷「3 秒判決」(「主文、原告側の訴えをいずれも棄却する」)。

本判決は、公式参拝が憲法に違反するかどうかの判断をさけ、具体的に信教上不利益な取り扱いを受けたとか、宗教上の強制を受けた点はなく、原告らの信教の自由に直接干渉するものと解することはできないとの理由から、信教の自由の侵害を否定したものである。また「宗教的人格権」(近親者の死を誰からも干渉されず静かに追悼する権利。国家から干渉されず、平穩に宗教的感情をめぐるせ、近親者の死を国家によって意味づけられない権利)及び「平和的生存権」(戦没者を軍国主義の美化に利用されず、戦争目的のために権利や自由を奪われない権利)も法的保護に値する明確な権利と認められないと否定、原告の訴え(損害賠償=慰謝料の支払い)をことごとく一蹴している。

なお、靖国神社への公金支出について地方自治体の場合は、地方自治法の規定により住民訴訟を起こし、違憲性を問うことができる(地方自治法 244 条の2)が、国に対しては直接の責任を問える法律がない。そのため、原告らは宗教的人格権や平和的生存権を主張し、これらの権利を侵害されたとして国家賠償法を根拠に損害賠償を請求するという訴訟形態をとらざるをえなかった。

8) 福岡高裁は、「元首相の公式参拝は、その方式や政府の説明(首相の公式参拝は、宗教的行為ではないと説明したということ)などから国が国民に対して、倣うべきものとして範を示したとはいえ、原告らに靖国神社信仰を押しつけたともいえない」として一審判決を支

持した。公式参拝が憲法に違反するかどうかの判断は避けているものの、靖国神社が宗教団体であることを明確に認めた上で、「靖国神社に援助、助長などの効果をもたらすことなく、首相が公式参拝を制度的に継続して行えるかは疑問」との見解を表明していた。

敗訴した原告らは、仙台高裁判決を生かすため、上告しないことを決定した。この判決によって、一連の靖国訴訟において憲法判断を回避する流れがほぼ定着したといわれた。ただこの判決は、上のように継続的に公式参拝を行えば憲法に抵触する危険があるとも読み取れる内容を含んでおり、靖国神社への公式参拝問題に一石を投じたともいえる。

9) 高松高裁判決内容（骨格）は以下の通りである。

「ある行為が宗教的活動に該当するかどうかは、場所や意図・目的・意識の有無、程度などを考慮し客観的に判断しなければならない。津地鎮祭最高裁判決などの判断基準に従えば、本件支出行為は神道上の宗教的意義を持つが、一般人にとって、神社に参拝する際に玉ぐし料などを支出することは過大でない限り、社会的儀礼として受容されるという宗教的評価がされている。本件支出は、他神社に支出するのと同程度の個人的祈願、主として次期知事選への祈願にすぎず、深い神道への宗教心に基づくものではなかった。額も極めて零細で、社会的儀礼の範囲内である。従って憲法20条3項で禁止する「特定宗教への援助・助長などに当たる宗教的活動」にはならず、89条にも違反しない。支出は、遺族援護行政の一環で、違法、過失、監督義務を怠った事実はない。本件支出は、東京事務所長らに委任、専決処分させており、知事は決裁していなかった。格別違法は見当たらず、監督義務不履行もなかった。」